

令和8年度高槻市運送事業者物価高対策支援金
《申請の手引き》

【申請期間】

令和8年6月15日（月）～ 8月31日（月）17:00

1. 支援制度の概要

趣旨	高槻市は原油の価格や供給の見通しが不透明な中、事業継続に取り組む運送事業者の皆様を支援するため、市独自の支援金制度を実施します。																																																						
対象者	<p>次のすべてに該当する事業者が支援対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業を営む者であること ② 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者であること（資本金3億円以下または従業員数300人以下） ③ 令和8年6月15日までに市内で事業を開始していること ④ 受給後も事業継続の意思を有すること（申請日時点で高槻市内に事業所が無い方、なくなる予定の方は対象外） ⑤ その他、当支援金交付要綱を遵守すること 																																																						
支援金額	<p>一般・特定貨物自動車運送事業者は左の表、貨物軽自動車運送事業のみの登録者は右の表でそれぞれ算定します。車両の区分詳細は5ページをご確認ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【一般・特定】</p> <p>車両台数ごとの支援金額</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>台数</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>0</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>2</td><td>1~10</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>3</td><td>11~20</td><td>80万円</td></tr> <tr><td>4</td><td>21~30</td><td>120万円</td></tr> <tr><td>5</td><td>31~40</td><td>160万円</td></tr> <tr><td>6</td><td>41~50</td><td>200万円</td></tr> <tr><td>7</td><td>51~60</td><td>240万円</td></tr> <tr><td>8</td><td>61~</td><td>280万円</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【軽】</p> <p>車両台数ごとの支援金額</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>台数</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>軽1</td><td>0</td><td>5万円</td></tr> <tr><td>軽2</td><td>1~10</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>軽3</td><td>11~20</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>軽4</td><td>21~30</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>軽5</td><td>31~40</td><td>80万円</td></tr> <tr><td>軽6</td><td>41~50</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>軽7</td><td>51~60</td><td>120万円</td></tr> <tr><td>軽8</td><td>61~</td><td>140万円</td></tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>※車両の区分詳細は5ページ</p> <p>※一般・特定、軽のいずれも、台数は令和8年3月31日時点で運輸局に届出されているものに限りませんが、令和8年4月1日以降に開業された方は令和8年6月15日時点の登録台数での申請となります。</p> <p>※一事業者1回限り</p>	区分	台数	交付金額	1	0	10万円	2	1~10	40万円	3	11~20	80万円	4	21~30	120万円	5	31~40	160万円	6	41~50	200万円	7	51~60	240万円	8	61~	280万円	区分	台数	交付金額	軽1	0	5万円	軽2	1~10	20万円	軽3	11~20	40万円	軽4	21~30	60万円	軽5	31~40	80万円	軽6	41~50	100万円	軽7	51~60	120万円	軽8	61~	140万円
区分	台数	交付金額																																																					
1	0	10万円																																																					
2	1~10	40万円																																																					
3	11~20	80万円																																																					
4	21~30	120万円																																																					
5	31~40	160万円																																																					
6	41~50	200万円																																																					
7	51~60	240万円																																																					
8	61~	280万円																																																					
区分	台数	交付金額																																																					
軽1	0	5万円																																																					
軽2	1~10	20万円																																																					
軽3	11~20	40万円																																																					
軽4	21~30	60万円																																																					
軽5	31~40	80万円																																																					
軽6	41~50	100万円																																																					
軽7	51~60	120万円																																																					
軽8	61~	140万円																																																					

<p>申請方法</p>	<p>① 高槻市よりご案内の通知を受け取られた方（令和8年3月31日時点で高槻市内で<u>貨物自動車運送事業の経営許可を取得されている事業者、または令和4年度に高槻市運送事業者物価高騰対策支援金を受けた貨物軽自動車運送事業者</u>）</p> <p>⇒案内に同封の申請書に必要な事項を記載し、郵送で提出してください。</p> <p>申請書の記入方法は7ページ（貨物<u>軽</u>自動車の方は11ページ）をご覧ください。</p> <p>② ①以外の方（令和4年度に高槻市運送事業者物価高騰対策支援金を受けなかった貨物軽自動車運送事業者、令和8年4月1日以降に開業した新規事業者 など）</p> <p>⇒次ページ以降の条件等を確認し、高槻市ホームページより申請書をダウンロードのうえ、郵送で提出してください。（ホームページ検索ID：079278）</p>
<p>交付の流れ</p>	<div style="text-align: center;"> <p>①申請書提出</p> <p>▼</p> <p>②内容確認</p> <p>▼</p> <p>③交付決定</p> <p>▼</p> <p>④交付（振込）</p> </div> <div style="margin-left: 100px;"> <p>申請書と必要な添付資料を郵送にてご提出いただきます。</p> <p>ご提出された申請書は順次確認いたします。資料の不備・不足等により市からご連絡させていただく場合があります。</p> <p>内容に問題がなければ手続きを進めます。この際、特に市からのご連絡等はありませんのでご了承ください。</p> <p>申請書及び資料に問題が無い場合、ご提出から概ね4週間程度で振込の予定です。市からの通知等はございませんので口座にてご確認願います。</p> </div>

2. 支援対象車両

支援金の算定根拠となる車両は、道路運送車両法に基づき、運輸局に提出しているものに準じます。

【一般・特定】

区 分		普通自動車	小型自動車		
構造	車輪	4 輪以上	4 輪以上	3 輪	2 輪
	長さ(m) 幅(m) 高さ(m)	小型自動車より 大きいもの	4.7 以下 1.7 以下 2.0 以下	3 輪の軽自動車 より大きいもの	2 輪の軽自動車 より大きいもの
	エンジンの 総排気量(cc)※	同上	660 をこえ 2,000 以下	660 を こえる	250 を こえる

【軽自動車】

区 分		軽自動車	
構造	車輪	3 輪以上	2 輪
	長さ(m)	3.4 以下	2.5 以下
	幅(m)	1.48 以下	1.3 以下
	高さ(m)	2.0 以下	2.0 以下
エンジンの 総排気量(cc)※	660 以下	125 をこえ 250 以下	

【留意事項】

※ディーゼルエンジンの場合は排気量の適用がありません。

※牽引車（トラクター）、については「普通自動車」として計上します。

※次の車両は対象外です。

- ・ 被牽引車（トレーラー）
- ・ 大型特殊自動車（ロードローラー、ブルドーザー）
- ・ 小型特殊自動車（農耕トラクター、フォークリフトなど）
- ・ 原動機付自転車（125cc 以下のミニバイク、バイク）

3. 提出書類

支援金の申請書は4種類あります。以下をご確認のうえ、該当する様式をお使いください。

- ①令和4年度に高槻市運送事業者物価高騰対策支援金を受けられた一般・特定貨物自動車運送事業者
 → 様式1-1を6月上旬にお送りしています。7ページの「記入例①」を参考にご申請ください。
記載内容に変更・修正がある場合は、その内容に応じて下表の資料を添付してください。

【記載内容修正用添付資料一覧】

分類	修正等の内容	添付書類
法人	所在地	<input type="checkbox"/> 運送事業経営の許可書および事業施設変更認可申請書（控） ※所在地変更により高槻市内の事業所がなくなった場合は対象外
	法人名・代表者	<input type="checkbox"/> 商業・法人登記情報 または 履歴事項全部証明書
個人	所在地	<input type="checkbox"/> 運送事業経営の許可書および事業施設変更認可申請書（控） ※所在地変更により高槻市内の事業所がなくなった場合は対象外
	屋号	書類不要
	代表者氏名	同一人物であることがわかる書類 ※別人への変更は不可 <input type="checkbox"/> 戸籍 または 住民票（苗字等の変更がわかるもの）

また、振込口座を変更される場合は通帳等、口座情報の分かるものを必ず添付してください。

②令和4年度に①の支援金を受けなかった一般・特定貨物自動車運送事業者

- 9ページの「記入例②」を参考に様式1-2をご使用ください。

なお、令和8年3月31日時点で経営確認ができた事業者様には6月上旬に様式をお送りしていますのでそちらをご利用のうえ、次の（1）～（3）を揃えてご提出ください。

- （1）令和8年度高槻市運送事業者物価高対策支援金交付申請書兼請求書（様式1-2）
- （2）口座情報の分かるもの（預金通帳等の写し）
- （3）記載内容に変更・修正がある場合は上記「記載内容修正用添付資料一覧」のとおり

令和8年4月1日以降に開業された方は産業振興課までお問い合わせください。

③令和4年度に①の支援金を受けられた貨物軽自動車運送事業者

→ 様式1-3を6月上旬にお送りしています。11ページの「記入例③」をご参照のうえ、次の(1)～(5)を揃えてご提出ください。

- (1) 令和8年度高槻市運送事業者物価高対策支援金交付申請書兼請求書(様式1-3)
- (2) 貨物軽自動車運送事業経営届出書(控)
- (3) 運送事業用の自動車検査証(台数分) ※125cc超250cc以下の軽二輪車は軽自動車届出済証
- (4) 記載内容に変更・修正がある場合は、その内容に応じて下表の資料を添付

分類	変更等の内容	添付書類
法人	法人名・代表者	<input type="checkbox"/> 商業・法人登記情報 または 履歴事項全部証明書
個人	屋号	書類不要
	代表者氏名	同一人物であることがわかる書類 ※別人への変更は不可 <input type="checkbox"/> 戸籍 または 住民票(苗字等の変更がわかるもの)

※住所の変更は(2)貨物軽自動車運送事業経営届出書(控)で確認します

- (5) 振込口座を変更される場合は通帳等、口座情報の分かるものを添付

④令和4年度に①の支援金を受けなかった貨物軽自動車運送事業者

→ 13ページの「記入例④」を参考に様式1-4をご記入のうえ、次の(1)～(4)を揃えてご提出ください。

- (1) 令和8年度高槻市運送事業者物価高対策支援金交付申請書兼請求書(様式1-4)
- (2) 貨物軽自動車運送事業経営届出書(控)
- (3) 運送事業用の自動車検査証(台数分) ※125cc超250cc以下の軽二輪車は軽自動車届出済証
- (4) 口座情報の分かるもの(預金通帳等の写し)

4. 記入例①

運送4

令和8年度高槻市運送事業者物価高騰対策支援金 (令和4年度支援)

印字内容を修正する場合は同封の「お知らせ」の裏面を参考に訂正・添付してください。

令和8年6月15日

→黄色の部分は必ずご記入・押印いただく項目です。
→該当者のみご記入いただきます。

申請者 高槻市桃園町2-1
株式会社 高槻運送
フリガナ かつ かつ かつ
代表者 高槻 太郎

代表者印(いわゆる丸印)を押印してください。



代表者の生年月日(西暦) 19●●年●月●日

原油の供給が不安定になっていることの影響を受けているので、同支援金交付要綱第4条の規定による(誓約事項)記載事項について、その内容を確認したうえで、同

金額・台数の変更はできません。
電気自動車がある場合は欄外に記入してください。

1 交付申請額 400,000円

申請内訳(詳細は裏面下部【参考:車両区分について】)

(1)普通自動車	5台	合計((1)+(2))	
(2)小型自動車	2台		7台

※全車種とも高槻市に住所を有し、高槻市に住所を有する台数を記載しています。
※ 資本金3億円超かつ従業員300人以上、その台数を記入してください。(0台)

2 申請者

資本金(法人のみ)	1,000万円	従業員数	15人
ご担当者名(カタカナ)	総務課 ヤマダ	電話番号	072-674-7411

3 支援金振込先(いずれか1つにチェックを入れてください)

- ①令和4年度と同じ口座(高槻銀行 口座番号*****)に振り込んでください。(裏面記入不要)
- ②令和4年度と異なる口座に振り込んでください。(裏面に振込先口座を記入・貼付してください)

4 添付資料

- ①または②にチェックを入れてください。
- (1)法人名 ②の場合は裏面も必要です。(訂正をした場合のみ)
- (2)通帳等の写し(支援金振込先①を選択した場合は添付不要)

この書類は令和8年3月31日現在、高槻市内に運送事業所を有する事業者のうち、令和4年度に「高槻市運送事業者物価高騰対策支援金」をご申請いただいた方にお送りしています。
上の内容をご確認のうえ、申請される方は代表者印(いわゆる丸印)を押印のうえ、太枠の中をご記入いただき、ご返送ください。
【申請期限】令和8年8月31日(月)17:00(郵便は当日消印有効)

【振込口座を変更する方】

令和8年度 振込先口座										
金融機関名			支店名			分類	口座番号 (右詰めでお書きください)			
1. 銀行 2. 信用金庫 3. ()			本・支店 本・支所 出張所			1 普通 2 当座 3 その他				
金融機関 コード			支店 コード							
口座名義 (カタカナ)										
※ 口座名義が法人名または代表者名と異なる場合は、以下の欄に代表者が署名・押印（認印）してください。										
上記口座に振り込むことを承諾します。 (代表者役職・氏名) 印										

↓ 口座を変更する方は、必ず通帳等の写しを貼付してください。

※通帳等のコピー

し貼り付けてください)

表面3「支援金振込先」で②を選択された方は必ずご記入のうえ、
預金通帳、または当座勘定照合表など口座情報が確認できる紙面を添付してください。

貼付欄

貼付書類：通帳等の写し (令和4年度に給付を受けた方で、口座を変更しない方は貼付不要)

誓約事項

- 令和8年度高槻市運送事業者物価高対策支援金交付要綱を遵守します。
- 申請日現在、高槻市内で事業を継続して行っており、今後も事業継続を図ります。
- 申請台数は、令和8年3月31日現在（4月1日以降の新規事業者は6月15日時点）で運輸局に登録されている台数です。その他当申請書に記載の申請内容に偽りはありません。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 上記4のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出します。
- 調査等の結果、上記4のいずれかに該当することが判明した場合は、要綱第9条に基づき、支援金の交付を取り消されること、及び要綱第10条並びに第11条に基づき、支援金の返還が必要なことを確認しています。
- 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。
- 同一の事業者として支援金を二重に受給するなど、その他市長が不適正と認めるときは、交付要綱に基づく返還を行います。

【参考：車両区分について】道路運送車両法に基づき、運輸局に提出しているものに準じます。

区分	普通自動車	小型自動車		軽自動車			
		4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪
構造	車輪	4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪
	長さ(m) 幅(m) 高さ(m)	小型自動車より 大きいもの	4.7以下 1.7以下 2.0以下	3輪の軽自動車より 大きいもの	2輪の軽自動車より 大きいもの	3.4以下 1.48以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下
	エンジンの 総排気量(cc)※	同上	660をこえ 2,000以下	660を こえる	250を こえる	660以下	125をこえ 250以下

※ディーゼルエンジンの場合は排気量の適用なし。

※牽引車（トラクター）については「普通自動車」として計上します。

※被牽引車（トレーラー）については計上しません。

※大型特殊自動車や小型特殊自動車、125cc以下のバイクは対象外です。

令和8年度高槻市運送事業者物価高対策支援金交付申請書兼請求書
(新規申請者用)

令和8年6月15日

住所は「主たる事業所」の住所を
ご記入ください。
代表者様のフリガナ、ご生年月日
も忘れずご記入ください。

住 所	〒569-0067 高槻市桃園町2-1
法人名・屋号・商号	株式会社高槻運送
代表者役職・氏名	(タカツキ タロウ) 代表取締役 高槻 太郎 ⑩
生年月日	(西暦) 19●●●年 ●月 ●日

※法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載してください。

代表者印（いわゆる丸印）
を押印してください。

原油の供給が不安定になっていることの影響を受けているため、令和8年度高槻市の
の支給を受けたいので、同支援金交付要綱第4条（申請条件）記載事項について、その内容を確認し

高槻市内の事業所に登録されてい
る車両台数から、裏面の金額表を参
考に申請額を記入してください。

1 交付申請額 400,000円

申請内訳（詳細は裏面下部【参考：車両区分に
】に記載）

(1)普通自動車	5台	合計 ((1)+(2))
(2)小型自動車	2台	7台

※令和8年3月31日時点で、運輸局に登録されている台数を記載しています。（令和8年4月1日以降に事業所を設置した場合は
してください。）

資本金3億円超かつ従業員300人
超の大企業は対象外です。

ません。
台数を記入してください。(0台)

2 申請者情報

法人番号（法人のみ）	*****	開業年月日	20●●●年●月●日
資本金（法人のみ）	1,000万円	従業員数	15人
ご担当者名（カタカナ）	総務課 タナカ	電話番号	072-674-7411

3 支援金振込先（必ず裏面に通帳等の写しを貼付してください）

口座番号は右詰め

令和8年度 振込先口座											
金融機関名				支店名				分類		口座番号（右詰めでお ）	
高槻				桃園				1.普通 2.当座		99999999	
1.銀行 2.信用金庫 3.()				本・支店 本・支所 出張所				3.その他			
金融機関 コード				支店 コード							
0000				999							
口座名義 (カタカナ)		カブシキガイシャ タカツキウンソウ									
※ 口座名義が法人名または代表者名と異なる場合は、以下の欄に代表者が署名・押印（認印）してください。											
上記口座に振り込むことを承諾します。（代表者役職・氏名）											⑩

4 添付資料

- (1)一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業に係る経営許可書
- (2)通帳等の写し

裏面も必ず

令和8年6月15日までに高槻市内での経営許可を取
得されているものが対象になります

↓必ず通帳等の写しを貼付してください。

※通帳等のコピー貼り付け欄（通帳は、表紙をめくった最初のページをコピーし貼り付けてください）

表面3「支援金振込先」にご記入のうえ、
預金通帳、または当座勘定照合表など口座情報が確認
 できる紙面を添付してください。

貼 付 欄

誓 約 事 項

- 1 令和8年度高槻市運送事業者物価高対策支援金交付要綱を遵守します。
- 2 申請日現在、高槻市内で事業を継続して行っており、今後も事業継続を図ります。
- 3 申請台数は、令和8年3月31日現在（4月1日以降の新規事業者は6月15日日時点）で運輸局に登録されている台数です。その他当申請書に記載の申請内容に偽りはありません。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 5 上記4のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出します。
- 6 調査等の結果、上記4のいずれかに該当することが判明した場合は、要綱第9条に基づき、支援金の交付を取り消されること、及び要綱第10条並びに第11条に基づき、支援金の返還が必要なことを確認しています。
- 7 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。
- 8 同一の事業者として支援金を二重に受給するなど、その他市長が不適正と認めるときは、交付要綱に基づく返還を行います。

【参考：車両区分について】道路運送車両法に基づき、運輸局に提出しているものに準じます。

区 分		普通自動車	小型自動車			軽自動車	
構造	車輪	4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪
	長さ(m)	小型自動車より	4.7以下	3輪の軽自動車より大	2輪の軽自動車より大	3.4以下	2.5以下
	幅(m)	大きいもの	1.7以下	きいもの	きいもの	1.48以下	1.3以下
	高さ(m)		2.0以下			2.0以下	2.0以下
エンジンの総排気量(cc)※	同上	660をこえ 2,000以下	660をこえる	250をこえる	660以下	125をこえ 250以下	

※ディーゼルエンジンの場合は排気量の適用なし。

※牽引車（トラクター）については「普通自動車」として計上します。

※被牽引車（トレーラー）については計上しません。

※大型特殊自動車や小型特殊自動車、125cc以下

【参考：車両台数別交付金額表】

区分	台数	交付金額
1	0	10万円
2	1~10	40万円
3	11~20	80万円
4	21~30	120万円
5	31~40	160万円
6	41~50	200万円
7	51~60	240万円
8	61~	280万円

この金額表を参考にして表面の申請額を記入してください。

記入例 ③

軽4

令和8年度高槻市運送事業者物価高対
（貨物軽自動車運送）

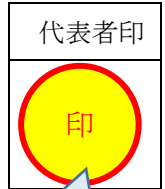
印字内容を修正する場合は同封の「お知らせ」の裏面を参考に訂正・添付してください。

令和8年6月15日

→黄色の部分は必ずご記入・押印いただく項目です。

→該当者のみご記入いただきます。

申請者 高槻市桃園町2番1号
ハナコ運送
フリガナ タカツキ ハナコ
代表者 高槻 花子



代表者の生年月日（西暦） 19**年**月**日

原油の供給が不安定になっていることの影響の支給を受けたいので、同支援金交付要綱第...約事項）記載事項について、その内容を確認

高槻市内の事業所に登録されている車両台数から、下の金額表を参考に申請額を記入してください。

代表者印（いわゆる丸印）を押印してください。

1 交付申請額 200,000円

個人事業主は資本金記載不要。
資本金3億円超かつ従業員300人超の大企業は対象外です。

軽自動車 5台 (左のうち電気自動車: 0台)

資本金（法人のみ）	円	従業員数	2人
ご担当者名（カタカナ）	スズキ	電話番号	072-674-7411

3 支援金振込先（いずれか1つにチェックを入れてください）

①令和4年度と同じ口座（高槻銀行 口座番号****）に振り込んでください。（裏面記入不要）

②令和4年度と異なる口座に振り込んでください。

①または②にチェックを入れてください。

②の場合は裏面も必要です。

4 添付資料

- (1) 貨物軽自動車運送事業経営届出書（控）
- (2) 軽自動車の車検証の写しまたは軽自動車届出済証の写し【台数分】
- (3) 通帳等の写し（3支援金振込先で②を選択した場合のみ）

【参考：車両台数別交付金額表】

区分	台数	交付金額
軽1	0	5万円
軽2	1~10	20万円
軽3	11~20	40万円
軽4	21~30	60万円
軽5	31~40	80万円
軽6	41~50	100万円
軽7	51~60	120万円
軽8	61~	140万円

この書類は令和8年3月31日現在、高槻市内に運送事業所を有する事業者のうち、令和4年度に「高槻市運送事業者物価高騰対策支援金」をご申請いただいた方にお送りしています。

上の内容をご確認のうえ、申請される方は代表者印（いわゆる丸印）を押印のうえ、太枠の中をご記入いただき、ご返送ください。

【申請期限】

令和8年8月31日（月）17：00（郵便は当日消印有効）

【振込口座を変更する方】

令和8年度 振込先口座										
金融機関名			支店名			分類	口座番号 (右詰めでお書きください)			
1. 銀行 2. 信用金庫 3. ()			本・支店 本・支所 出張所			1 普通 2 当座 3 その他				
金融機関 コード			支店 コード							
口座名義 (カタカナ)										
※ 口座名義が法人名または代表者名と異なる場合は、以下の欄に代表者が署名・押印（認印）してください。										
上記口座に振り込むことを承諾します。(代表者役職・氏名) 印										
↓ <u>口座を変更する</u>										
※通帳等のコピー貼		<p>表面3「支援金振込先」で②を選択された方は必ずご記入のうえ、 預金通帳、または当座勘定照合表など口座情報が確認できる紙面を添付してください。</p>						振り付けてください)		
貼付欄										
貼付書類：通帳等の写し（令和4年度に支援金の交付を受けた方で、口座を変更しない方は貼付不要）										

誓約事項

- 1 令和8年度高槻市運送事業者物価高対策支援金交付要綱を遵守します。
- 2 申請日現在、高槻市内で事業を継続して行っており、今後も事業継続を図ります。
- 3 申請台数は、令和8年3月31日現在（4月1日以降の新規事業者は6月15日時点）で運輸局に登録されている台数です。その他当申請書に記載の申請内容に偽りはありません。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 5 上記4のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出します。
- 6 調査等の結果、上記4のいずれかに該当することが判明した場合は、要綱第9条に基づき、支援金の交付を取り消されること、及び要綱第10条並びに第11条に基づき、支援金の返還が必要なことを確認しています。
- 7 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。
- 8 同一の事業者として支援金を二重に受給するなど、その他市長が不適正と認めるときは、交付要綱に基づく返還を行います。

【参考：車両区分について】道路運送車両法に基づき、運輸局に提出しているものに準じます。

区分	軽自動車		
	3輪以上	2輪	
構造	車輪	3輪以上	2輪
	長さ(m)	3.4以下	2.5以下
	幅(m)	1.48以下	1.3以下
	高さ(m)	2.0以下	2.0以下
	エンジンの 総排気量(cc)※	660以下	125をこえ 250以下

※ディーゼルエンジンの場合は排気量の適用なし。

※125cc以下のバイクは対象外です。

令和8年度高槻市運送事業者物価高対策支援金交付申請書兼請求書
(貨物軽自動車運送事業 新規申請者用)

令和 年 月 日

住所は「主たる事業所」の住所をご記入ください。
代表者様のフリガナ、ご生年月日も忘れずご記入ください。

住 所	〒569-0067 高槻市桃園町2-1
代表者フリガナ	ハナコ運送
(フリガナ) 代表者役職・ 氏名	(タカツキ ハナコ) 代表 高槻 太郎 印
生年月日	(西暦) 19●●年 ●月 ●日

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び

原油の供給が不安定になっていることの影響の支給を受けたいので、同支援金交付要綱第4条(約事項)記載事項について、その内容を確認し

高槻市内の事業所に登録されている車両台数から、裏面の金額表を参考に申請額を記入してください。

代表者印(いわゆる丸印)を押印してください。

1 交付申請額 **200,000円**
保有車両台数 運送事業用の軽自動車 **5台** (左のうち電気自動車: **0台**)

資本金3億円超かつ従業員300人超の大企業は対象外です。

法人番号(法人のみ)	■	開業年月日	20**年**月**日
資本金(法人のみ)	一円	従業員数	2人
ご担当者名(カタカナ)	スズキ	電話番号	072-674-7411

3 支援金振込先 (必ず裏に通帳等の写しを貼付してください)

令和8年度 振込先口座																
金融機関名				支店名				分類		口座番号(右詰めでお書きください)						
高槻				桃園				1. 普通 2. 当座		9	9	9	9	9	9	9
1. 銀行 2. 信用金庫 3. ()				本支店 本支所 出張所				3. その他								
金融機関コード	0	0	0	0	支店コード	0	0	0								
口座名義(カタカナ)		タカツキ ハナコ														

※ 口座名義が法人名または代表者名と異なる場合は、上記口座に振り込むことを承諾します。(代表者印)

6月15日までに高槻市内での経営許可を取得されているものが対象になります

4 添付資料

- (1) 貨物軽自動車運送事業経営届出書(控)
- (2) 軽自動車の車検証の写しまたは軽自動車届出済証の写し【台数分】
- (3) 通帳等の写し

裏面も必ずご記入ください

高槻市内の事業所に登録されている車両のみが対象となります。

※通帳等のコピー貼り付け欄（通帳は、表紙をめくった最初のページをコピーし貼り付けてください）

貼 付 欄

表面3「支援金振込先」にご記入のうえ、
預金通帳、または当座勘定照合表など口座情報が確認
できる紙面を添付してください。

誓 約 事 項

- 1 令和8年度高槻市運送事業者物価高対策支援金交付要綱を遵守します。
- 2 申請日現在、高槻市内で事業を継続して行っており、今後も事業継続を図ります。
- 3 申請台数は、令和8年3月31日現在（4月1日以降の新規事業者は6月15日時点）で運輸局に登録されている台数です。その他当申請書に記載の申請内容に偽りはありません。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 5 上記4のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出します。
- 6 調査等の結果、上記4のいずれかに該当することが判明した場合は、要綱第9条に基づき、支援金の交付を取り消されること、及び要綱第10条並びに第11条に基づき、支援金の返還が必要なことを確認しています。
- 7 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。
- 8 同一の事業者として支援金を二重に受給するなど、その他市長が不適正と認めるときは、交付要綱に基づく返還を行います。

【参考：車両区分について】

区 分		軽自動車	
構造	車輪	3輪以上	2輪
	長さ(m)	3.4以下	2.5以下
	幅(m)	1.48以下	1.3以下
	高さ(m)	2.0以下	2.0以下
	エンジンの 総排気量(cc)※	660以下	125をこえ 250以下

※ディーゼルエンジンの場合は排気量の適用なし。

※125cc以下のバイクは対象外です。

【参考：車両台数別交付金額表】

区分	台数	交付金額
軽1	0	5万円
軽2	1~10	20万円
軽3	11~20	40万円
軽4	21~30	60万円
軽5	31~40	80万円
軽6	41~50	100万円
軽7	51~60	120万円
軽8	61~	140万円

4. 添付書類（見本）

名称	用途	イメージ
<p>貨物軽自動車運送事業経営届出書</p>	<p>貨物軽自動車運送事業者として様式1-3及び様式1-4で申請する際に添付してください。</p> <p>高槻市内の営業所・車庫であることを確認します。</p>	<p>Form 1: 貨物軽自動車運送事業経営届出書 (Sample Form 1). This is a detailed application form for operating a light truck transport business. It includes sections for applicant information (name, address, phone), business details (location, type of vehicle, capacity), and transportation agreements. It also features a section for the operator's license and a declaration of compliance with regulations.</p>
<p>自動車検査証</p>	<p>貨物軽自動車運送事業者として様式1-3及び様式1-4で申請する際に添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の種別（軽） ・用途（貨物） ・使用者住所（市内） <p>を 確認 します。 全 台 数 分 必 要 で す。</p>	<p>Image of a Japanese Vehicle Inspection Certificate (Sample). The certificate is for a light truck (軽自動車) and includes details such as the vehicle's registration number, type, and inspection date. A large 'sample' watermark is overlaid on the image.</p>
<p>軽自動車届出済証</p>	<p>車検対象外である125cc超～250ccまでのバイクを事業に供している際に添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所（市内） ・車両番号 ・用途 <p>を 確認 します。 全 台 数 分 必 要 で す。</p>	<p>Form: 軽自動車届出済証 (Sample Form). This form is used to register a motorcycle that is exempt from regular vehicle inspections. It includes fields for the vehicle's registration number, type, and the user's address and purpose of use.</p>

許可書
(一般貨物自動車
運送事業)

一般貨物自動車運送事業
の経営許可を取得されて
いることを確認します。

(兵庫経由)
(平成〇〇年〇月〇日付け兵庫第〇〇〇〇号進達)

近運自貨第〇〇〇号

許 可 書

〇〇〇〇株式会社

平成〇〇年〇月〇日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、下記のとおり許可する。

記

(条件)

1. 許可の日から1年以内に運輸を開始すること。
2. 運行管理者及び整備管理者の責任届を運輸開始前に提出すること。
3. 運輸開始前に、社会保険等加入義務者は健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入すること。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の用に供する事業用自動車（福祉輸送事業の用に供する車両を除く。以下「タクシー車両」という。）による貨物自動車運送事業については、別紙「タクシー車両による貨物自動車運送事業に関する条件及び期限通知書」に記載された条件を遵守しなければならない。

平成〇〇年〇月〇日

近畿運輸局長 ○ ○ ○ ○ 公 印

事業者番号*****

一般貨物自動車運
送事業経営許可申
請書（控）

上記の許可を取得する際
に提出した申請書の控え
のうち、「事業計画」のペ
ージを提出していただき
ます。

- ・ 資本金
- ・ 主たる事務所または営業所の位置
- ・ 自動車の数を
確認します。

事業計画												
資本金	預 決算日		月 日	特別積合せ貨物運送	しない							
事業種別	一般・霊きゆう・一般廃棄物			貨物自動車利用運送	する・しない							
主たる事務所	名称	郵便番号		電話番号	()							
	位置											
営業所	名称	郵便番号		電話番号	()							
	位置											
積置・運搬施設	位置			収容能力	㎡							
自動車庫	No.	位 置		収容能力	道路幅員							
	1			㎡	m							
	2			㎡	m							
	3			㎡	m							
事業用自動車の種別 及び運搬ごとの数	普通自動車				霊きゆう自動車							
	普通	小型	けん引	被けん引	合計	宮型	洋型	バン型	バス型	合計		
貨物自動車 利用運送	営業所	名称	住所		郵便番号	一	電話番号 ()					
		位置										
	業務の範囲	一般事業										
	保管施設 の概要	名称	住所		主要構造	面積		㎡				
		位置										
	利用する事 業者の概要	名称	住所		種類	一般貨物自動車運送事業						
		住所										
		名称	住所		種類	一般貨物自動車運送事業						
住所												
	名称	住所		種類	一般貨物自動車運送事業							
	住所											

※貨物自動車利用運送の欄にあっては、「する」、「しない」のいずれかを○で囲む。